

審査請求書

令和7年7月2日

安中市議会議長 佐藤 貴雄 様

審査請求者

安中市議会議員 今井敏博
安中市議会議員 金井登美雄
安中市議会議員 武者葉子
安中市議会議員 柳沢 浩之
安中市議会議員 金井久男

安中市議会議員政治倫理条例第5条第2号の規定により、下記のとおり審査を請求します。

記

1. 審査対象議員の氏名 櫻井 喜久江 議員

2. 違反する疑いのある内容

○安中市議会議員政治倫理条例第4条第1号

市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑又は不信を招くおそれのある行為をしないこと。

○安中市議会議員政治倫理条例第4条第6号

市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその権限を不正に行使させるための働きかけをしないこと。

3. 政治倫理基準に違反する疑いの根拠

6月20日の全員協議会および会派連絡協議会において、櫻井議員がSNSへの投稿で議案にある個人情報を書き込んでいたとの報告が行われました。議員が職務上知り得た情報を適切に管理せず、安易な行為をしたことは議会の信頼性が損なわれるだけでなく、市民からの信用を失うこととなります。ついては、政治倫理基準に違反していないか、安中市議会議員政治倫理審査会で審査していただきたく、審査請求書を提出いたします。

【資料：全員協議会（発言概要抜粋）および会派連絡協議会（会議概要抜粋）】

以上



全員協議会（発言概要抜粋） ＜SNS 利用に関する事案＞

令和7年6月20日
委員会室

議長

(7)その他であります。初めに議員の SNS 利用に関する事案がございますのでご報告いたします。

この度、桜井喜久江議員が Facebook 上において、議決前の段階で該当する議案の当事者に個人的にメッセージを送信し、その方の住所が特定されるような情報を投稿するという行為がありました。

この行為は、議案の取り扱いの観点から極めて不適切であり、同時に、個人情報取り扱いについて配慮を欠いたものであります。このたびの行為は、議会としても問題であると認識しております。

昨日、19 日に私から本人に対しまして口頭での注意をさせていただきました。

桜井議員も軽率な行動であったことを認めており、議会に対して謝罪の意を表したいとの申し出がありました。

つきましては本日のこの場をお借りし、当該議員から謝罪を行わせていただきたく存じます。今後このような事案が再び起こることのないよう、議員各位におかれましても、SNS を始めとする情報発信における責任と節度ある行動について改めてご認識いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、本件に関し桜井喜久江議員の謝罪及び発言を求めます。

桜井喜久江議員。

桜井議員

本当に申し訳ありませんでした。

いや、本当に申し訳ありませんでした。以後このようなことのないように一生懸命励んでまいります。

よろしくお願いいたします。

議長

どうぞ着席ください。

発言が終わりましたご意見などございましたらお願いいたします。

高橋議員。

高橋議員

今のような発言を私は過去に 2 回聞いております。

1 期目のときになりますが、当時私が特別委員長やっている時も同じ SNS で挙げたということでもかなり嚴重注意したんですが、1 回目も注意しますと、そのようなことがないようにということで言いました。にも関わらず今のようなことの発言があり、申し訳ありませんでしたということで、私だけでも 2 回経験がある。

そのようなことが繰り返されているということは、やっぱり基本的なところにその議員の SNS に対するその考え方が何か違うんじゃないかなと、私は気がします。また、このことはやはり、謝って済むのかなと。まして今回相手がいることで、不特定多数じゃないわけですね。そういうことも含めて、議会の倫理条例含めた、その辺のことに抵触してくるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、その辺の議長のお考えをお願いいたします。

議長

ただいま高橋議員から政治倫理条例に抵触というふうな発言がございました。安中市議会では、平成 30 年に政治倫理条例を策定しております。この件に関しましては、確か議員の場合 4 分の 1 以上ですから 5 人以上かな、発議があれば委員会を開いてそのことに関して調査をするというふうなことができるというふうに確か覚えております。私としては以上です。

はい、他にありますかご意見。柳沢委員。

柳沢(吉)議員

情けは人のためにあらずと思うんで、徹底的にやってください。

もう 2 回から 3 回やってるんだから。本人が気づかなきゃ駄目だこれ。2 回も 3 回もしてるんだから。

議長

徹底的にというご意見がありました。

他にご意見ありますか。

金井議員。

金井(久)議員

説明があったんですけど、その当事者とのなんていうんですか、実害っていうか、市民に対する影響があったのか。あるいは、どこからか、市民から通報があったのか、それが発覚した原因というのは、どこだというふうに見てるんでしょうか。

議長

事務局長。

事務局長

議案のですね、先ほど議長の方から申し上げましたように、議案の当事者の方と櫻井喜久江議員がメッセージのやり取りをされた訳ですよね。その中で、住所を特定しかねないような情報を書き込みされた訳です。「どちらの何々さんですか?」という内容で、そうするとそれが公衆の方に、ちょっと今見られないんですけども、一般の方も見られるような状態であったっていうふうに聞いております。なお、ご本人からそういったことを公の場に載せるのは、公表されるのはどうなのかっていうことで、6 月 17 日にご本人から事務局の方に電話がありました。それで事務局がそこで知りました。

金井(久)議員

議案に載っていた当事者の方ですか。

事務局長

そのとおりです。

議長

補足しますと、その後 Facebook のメッセージアプリ、メッセンジャー、それは本人対本人同士しかわからないところですけども、そこで当該議員とその方とのやり取りがあって、そこでその方はお怒りになったということです。

どうしましょうか。この件に関しては、議案になっているという事実がございします。そうすると、議案にある方が場合によっては執行部の方に何かを言ってきて裁判に関してちょっと問題が起きる可能性としてはあるわけですね。

それと最初に申し上げたとおり、議決前の段階だった訳です。そこにおいて当人に対して公にすることというのは、大きな問題があるのかな。情報漏洩とまで言いませんが、やはり私達にはそういう意識も必要なのではないかなというふうに思います。

どうでしょうか。何か他にご意見ありますか。
金井議員。

金井(久)議員

聞いてみると非常に深刻な問題ですし、市民全体それから我々議会活動という点でも、やっぱりきちんと自分たちも心がけなくちゃいけない問題も含めますので、例えばの話ですが議会改革委員会、あるいは議会運営委員会等にお任せして、議会としてどう対応するかということを議論していただければいいんじゃないかなというふうに思います。

議長

議会改革、議会運営ではないかな。やるとすれば会派連絡協議会か高橋議員がおっしゃっていた政治倫理条例に抵触するというので、それに則った審査会を開くか、だと思いますが、議会内のことではないので、当然懲罰の対象ではないということではあります。

今のこの話し合いを踏まえて、今日とは言わず会派連絡協議会等を開催して、そこで結論を出すと、結論を出すというか、どういうふうにやっていくかということをお話し合うということでもよろしいですか。

柳沢(吉)議員

今言ったように、懲罰委員会での提案というのは。

議長

懲罰はできません。
高橋議員。

高橋議員

その扱いとして、極めて重要な、今議会改革を推進している観点からも、やっぱり極めて重要な問題なんだっていうことをやっぱり認識した上での会議でしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長

はい承知しました。
それではこの件に関してはこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会派連絡協議会(会議概要抜粋)

令和 7 年 6 月 2 0 日
小 会 議 室

○議員のSNS利用に関して発生した事案について

議長から全員協議会において報告が行われた事案の経緯に関して下記のとおり報告が行われた。

6月17日(火) 櫻井議員が議案にある当事者のフェイスブックに「議案掲載されている住所に住んでいる方ですか」と不特定多数が見られる形で送信したとのこと。その後、議案にある当事者と議員の間のみで行われるメッセージ機能を使用して、議案の内容を含むやり取りが夜にかけて行われたとのこと。公にされたのは、住所確認の投稿が該当する。

6月18日(水)の15時過ぎに議案にある当事者からコメント投稿に関する苦情の電話があり事務局が把握することとなる。事務局職員が議員本人へ確認すると投稿したことを認める。議会の会議中の行為ではなく個人の投稿であったことから本人同士で話し合っただけで対応をしてもらう旨を伝える。議案にある当事者は、議員本人の謝罪のみでは納得がいかない様子であるとのこと。

6月19日(木) 上記の内容に関して議長が事務局長より報告を受ける。その後、議長が本人から事情を聴くため議長室へ呼び出し、その際にメッセージの内容を議員同意のもと議長及び副議長が確認。

6月20日(金) 全員協議会において事案発生の報告を行い、議員から謝罪が行われる。今のところ議案の当事者と議長の間でやり取りはしていない。

投稿に関しては、本人同士の問題であるので議員本人が誠意を尽くして対応にあたってもらえることとなるが、議会としては議案に関する当事者にコメントを投稿することが問題であり厳重注意を行った。議会閉会後には、議長が市長へ事案発生の件を伝え、公正な事務ができなくなる可能性があることが考えられる旨を伝えられた。